

4. 試験

定期試験、中間試験、臨時試験、再試験等授業時間外に行われる試験を受ける場合は、「学生証の提示」が義務づけられています。万一、学生証を忘れたときは、教務課事務室で入室許可証（当日のみ有効）の発行を受けなければなりません。

また、学生証を破損あるいは紛失した場合には、すみやかに学生課で学生証の再交付の手続きをしてください。

(1) 試験における遵守事項

試験に際しては、下記の事項を守らなければなりません。これを無視して受験した場合は、不正行為となり、厳重な処分を受けることとなりますので注意してください。

試験中は、常に監督者の指示に従ってください。

- (1) 試験場へは定刻までに定められた試験室に入室し、指示された場所に着席すること。
- (2) 受験者は、写真の部分を上にして、学生証を机の上に提示すること。
- (3) 次のもの以外は、机の上あるいは中に置かないこと。
 - ・ 学生証（ケース等から出しておくこと）
 - ・ 筆記用具（ペンケースから出しておくこと）
 - ・ 時計（時計機能のみを有するもの）
 - ・ 指定された持込用具や持込資料
 - ・ 眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）上記以外のものの使用を希望する者は、試験開始前に監督者に許可を受けること。
また、カバン、コート等の手荷物は隣の座席の上あるいは自分の座席の下に置くこと。
- (4) 試験中、用具（鉛筆、消しゴム、定規等）の貸借行為は認めない。やむを得ない場合は、監督者の許可を受けなければならない。
- (5) ノート・参考書等の参照が許されている場合には、必ず自分のものを使用すること。貸借は不正行為とみなす。
- (6) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切った上でかばん等にしまうこと。
身に付けたり、使用したりした場合は不正行為とみなす。
- (7) 遅刻及び途中退室の許可時間は試験によって異なるので、監督者の指示に従うこと。
- (8) 机面が悪い等の理由により、下敷きを使用したいときは、監督者の許可を受けること。
- (9) 試験中、質問がある場合は挙手すること。
- (10) 答案は、監督者の指示に従って提出すること。
- (11) 答案提出後に退室した者は、監督者が退室するまで入室することを禁ずる。

不正行為があった場合、当該科目を失格とし、60日以上の無期停学処分となります。

(2) やむを得ない事情で定期試験を欠席した場合

やむを得ない正当な事情で定期試験を欠席した場合は、追試験の申請ができます。申請に対して審査を行い、許可を出します。次の許可条件、手続方法に注意して申請してください。

① 許可条件

- ・ 試験を欠席した翌日から5日以内に申請し、追試験の実施期間中に受験できること。
- ・ 正当な理由を客観的に証明できる証明書等が添付されていること。

【やむを得ない正当な理由と請願に必要な証明書等の具体例】

- ア. 公共交通機関による通学時の事故・ストライキ・交通障害等での遅延・運休
(公共交通機関の遅延・運休) ……………遅延証明書又は事故証明書
*マイカー通学による遅刻、欠席は認めない
- イ. 忌引……………新聞の死亡欄又は会葬礼状
- ウ. 病気・負傷等による通院・入院……………医療機関の領収書又は診断書等(欠席当日の受診に限る)
※学校感染症(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等)に感染した際は、[学校感染症に感染した場合のフローチャート](#)を確認し、所定の手続きをしてください

② 手続方法

当該試験の翌日から5日以内に、追試験願書に所定事項を記入し、上記の証明書等を添付し、教務課に請願してください。

※ その他

上記の以外で、あらかじめ定期試験を欠席しなければならない事情が生じた場合は、定期試験期間の前に、教務課又はクラス担任と連絡を取って相談し、指示を受けてください。